

漁船から市場まで漁獲物を監視することを含む、監視、管理及び取締り
措置の改善、調和及び整合性に関する国際ワークショップ報告書
(スペイン、バルセロナ 2010年6月3日～5日)

1. ～ 3. (省略)

4. まぐろ類 RFMO が実施する、VMS、オブザーバー、転載及び漁船から市場までの漁獲物の監視に関連する措置のレビュー
6. 宮原氏は、漁船監視システム (VMS)、地域及び国内オブザーバー計画、転載手続き、並びに漁獲量の監視を含む5つのまぐろ類 RFMO によって実施されている措置のレビューを行った。5つのまぐろ類 RFMO の手続きがとりまとめられ、比較、議論された。このプレゼンテーションは、この会合で議論される項目を提起する目的で行われたことから、参加者は各トピックの詳細な考察を行う際に議論を行うよう求められた。

5. 漁船監視システム (VMS)

7. ドリス・メスキ氏 (ICCAT 事務局長) は、ICCAT の VMS 制度を説明した。このシステムは、文書 TRFMO2 - W2_003 /2010 にも記述されている。ICCAT の VMS は、3つの主要な勧告 [Rec.03-14]、[Rec.06-05] 及び [Rec.07-08] の採択によって確立されている。これらの措置に従い、2005年11月1日から、各締約国、協力的非加盟国、主体又は漁業主体 (CPC) は、全長 24m を超えるすべての商業漁船が VMS を使用しなければならない。さらに 2010年1月1日から、この措置は、15m を超える東部大西洋及び地中海でくろまぐろを漁獲する漁船にも適用されている。また、各 CPC は、自国に船籍を置く漁船の漁業活動を監視するためのセンターを設立、管理しなければならない。
8. アルベルト・パリラ (ICCAT 事務局) は、ICCAT の一元管理化された東部大西洋及び地中海くろまぐろ漁業に関する VMS の構成及びソフトウェアの説明を行った。ICCAT の VMS は、人工衛星を通じて漁船の地理的な位置を伝える電子システムである。情報は漁業監視センターに送信され、そこでデータを処理し、標準的なフォーマットに合わせた後、ICCAT に送信されなければならない。ICCAT は、保護プロトコル (FTP、HTTP) 及びデジタル認証を用いて、データの機密性を確保している。ICCAT の VMS は、グラフィカル・ユーザー・インターフェース (THEMIS) を利用して、詳細な地理的情報及び記述統計値 (例えば、漁船の位置、ユーザーが指定した警告、月ごとの漁船報告書) を表示する。特定の機密性要件が確保されれば、この情報は、漁業活動を監視するのに有益であり、漁業生物学及び資源評価にも使用されるだろう。ICCAT の VMS の難点は、CPC から得られたデータに依存していることである。そのため、CPC は、登録されたすべての漁船について、確認され、かつ欠落のない情報を提出するよう奨励される。

9. グループは、概して一元管理化された VMS 計画の利用を支持した。しかしながら、参加者らは、VMS によって収集された情報は、漁業活動の監視及び科学的な目的のために情報を提供する上で有益であるだけでなく、採択された保存管理措置（例えば、努力量の管理及び禁漁区・禁漁期間）の遵守状況の監視、並びに洋上及び港湾における検査計画を支援することにも利用されることを指摘した。また、グループは、VMS データが、CDS を実施し IUU 漁業を根絶する上で価値あるものであることを認めた。
10. 一部の参加者は、特に途上国としては、一元管理化 VMS 制度の経費が高額であることについて懸念を表明した。また、グループは、地域別及び国別 VMS 制度の統合、並びに成功している計画及び慣習を共有するための RFMO 同士のコミュニケーションについて検討した。グループは、VMS 制度が効率の良い方法で開発及び運営されることを確保するための費用/便益分析の有効性についても留意した。機密性に関する要件についての懸念が表明され、一部の参加者はかかる理由から RFMO 横断的に情報共有をすることに消極的であった。
11. RFMO 横断的な VMS データを最も有益なものとするため、グループは、計画の明確な目的を特定すること、VMS 伝達のフォーマット、内容及び頻度を含むプロトコルの標準化、並びにデータ共有手続きを策定することについて議論した。一部の参加者は、地域 VMS 計画では地理的な適用範囲に空白地帯があってはならないこと、及びすべての関連する漁船サイズ及びクラスがかかる計画によって網羅されるべきことも強調した。一部の参加者は、ポーリング頻度が漁業によって様々ではあるものの、この情報のリアルタイム伝送は、検査計画を支援するのに重要であることを指摘した。
12. 最後に、グループは、既存の一元管理化 VMS 計画のいくつかの欠点について議論した。特に、高額であることと、抜けのない正確なデータの送信をするのに CPC に依存していることである。また、グループは、漁船の位置情報だけでは漁業活動は十分には明確にはならず、オブザーバーからの補足的な情報が有益であるであろうことも指摘した。

6. 転載管理及び転載オブザーバー計画

13. ブライアン・ハルマン氏（IATTC 次長）は、IATTC 転載オブザーバー計画の要約を紹介した。この計画は、2009 年 1 月 1 日に開始し、C-06-04 及び C-08-02 の 2 つの決議に基づいて設立された。この計画は、次の特徴を持つ。：はえ縄船のみ適用される；蓄養場に移送される生きたまぐろには適用されない；許可転載船の登録を実施している；すべての漁船に VMS が搭載されていなければならない；不可抗力の場合を除き、オブザーバー乗船なしに東部太平洋で転載を行うことを禁止している；転載について文書化し、その写しを IATTC、CPC の管轄当局及び最終的に陸揚げされる国に送付する必要があること。経費は、関連する船舶の旗国政府によって負担される。
14. IATTC 転載オブザーバーは、転載が行われている間、転載に関する文書で報告される漁獲量との整合性が確保されるよう漁獲量を監視することが要求されている。これに加え、オブザーバーは、船舶に乗船し、船舶の免許証を確認し、VMS 装置の機能性を確認し、ログブックを調査し、文書を検査し、そして遵守状況を評価する。

漁業違反は、オブザーバー報告書に記録され、運搬船の船長に報告される。計画は、年におよそ 650,000 USD のコストで NGO 請負業者 (MRAG) によって操作される。

15. ジェラード・ドミング (IOTC 事務局) は、IOTC の転載計画を紹介した。計画は、2009 年から実施され、それは IOTC 決議 08/02 によって指示されている。計画は、IOTC 海域での操業許可を持つまき網及びはえ縄漁業者が行う転載を監視する。この計画は、概して洋上で転載を行う大規模まぐろはえ縄船 (LSTLV) を除き、まぐろ及びまぐろ類似種のすべての転載が港湾内で行われることを要求している。
16. IOTC の規則に基づき、港湾での転載については、船舶は、その 48 時間前に通知し、漁船、運搬船及び転載場所に関する詳細な情報、並びに漁獲海域に関する情報を提供する必要がある。運搬船は、転載の終了後少なくとも 24 時間以内に IOTC 転載申告書を IOTC 事務局及び LSTV の旗国に提出しなければならない。また少なくとも水揚げの 48 時間前までに、帰港及び水揚げ国に適切な転載文書を提出しなければならない。帰港及び水揚げ国は、受領した情報の正確さを検証し、水揚げ量と報告漁獲量との間の整合性を確保するため漁船と協力しなければならない。
17. IOTC 海域で行われる洋上転載の監視は、協会に外注されている。請負業者は、オブザーバーの選定、訓練、装備、保険加入及び配置、オブザーバー・データベースの開発及び運営、並びに IOTC 事務局への報告書の提出、を行う責任がある。事務局は、オブザーバーを認定し、配置を承認する権限を持つ。洋上では、オブザーバーは、船舶の VMS 及びログブックを検査し、転載の詳細 (例えば、漁獲量、違反の兆候) を記録し、そして請負業者に定期報告書を提出する。計画は、年間およそ 97 万ユーロの経費が加盟国によって資金を提供されている。
18. ICCAT 事務局 (ドリス・メスキ氏) は、ICCAT 転載計画を簡潔に説明した。転載に関する地域オブザーバー計画は、決議 [06-11] に基づき 2006 年に設けられた。ICCAT は、現在までに約 75 人のオブザーバーを運搬船に配置した。関係する主な締約国は、日本、韓国、チャイニーズ・タイペイ、中国及びフィリピンである。ICCAT は、定期的なすべての締約国並びに ICCAT SCRS 及び委員会に報告書を送っている。協会が計画の実施を担当し、経費は参加旗国によって負担されている。現在、ICCAT は、経費を減らすため、IOTC 及びその他とともに協力的なベンチャーを探している。
19. グループは、まぐろ RFMO によって使用される転載計画の諸相を議論した。一部の参加者は、特に途上国にとってこのような計画の経費が高額であることに懸念を有していた。グループは、次のような様々な経費最小化戦略について検討した。：RFMO 横断的な協力 (例えば、トレーニング・マニュアル及び手続きの共有、並びに複数の RFMO で運用するための養成オブザーバーの予備要員の創設)、並びに重複を避けるための既存の地域及びサブ・リージョナル計画の調整。この目標を達成するため、CCSBT 転載計画は、IOTC 及び ICCAT 転載計画と共に行なわれていることが留意された。一部の参加者は、請負業者を雇用する計画は高額であることを指摘し、訓練を受けた地域オブザーバーの利用を推奨した。
20. グループは、オブザーバーによって報告される転載漁獲量に関するデータを検証するために、調和された手続きが策定され得るだろうと考えた (例えば、ビデオ技術、輸入/輸出記録)。また、グループは、申告様式及びオブザーバー訓練手続きの標準化、並びにデータ共有プロトコルの策定について議論した。

21. グループは、概して、IUU 漁業を減らすためには転載管理が重要であると考えた。更に IUU 活動を減らすため、グループは、現在有効である規制を関連する国及び漁業会社に知らしめるための努力を増やすこと、及び国による取締りの継続について検討した。一部の参加者は、洋上転載の全面禁止を勧告した。
22. 一部の参加者は、IUU 漁業の撲滅という RFMO の主たる目標に与える転載オブザーバー計画の影響を評価する必要があることを表明した。その他の参加者は、このような評価が RFMO において定期的に実施されていると述べ、計画は IUU 漁業の撲滅に効果的であると信じているとした。

7. その他の地域オブザーバー計画

23. ペター・フリーエリング氏（遵守マネージャー、WCPFC）は、WCPFC の地域オブザーバー計画の概要を紹介した。この計画は、2つの文書、条約及び保存管理措置において規定された規則によって、方向付けられている。この計画は、条約水域で漁獲することを認められた漁船を対象としており、それらは、公海のみ漁獲を行う漁船、公海及び1以上の沿岸国の管轄水域で漁獲を行う漁船、並びに2以上の沿岸国で漁獲を行う漁船である。この計画の目的は、検証された漁獲量データ、漁業に関連する追加的なデータ（遵守に関連する情報を含む）及び科学的なデータを収集することである。したがって、WCPFC オブザーバーは、漁獲量データ及びその他の科学的データを収集し、委員会が採択した保存管理措置の履行状況を監視し、それらの調査結果を報告する。現在のところ、まき網船のカバレッジは100%であり、大型はえ縄漁船については2012年までに5%にする計画である。経費を削減し及び重複を避けるため、このオブザーバー計画は、既存の地域及びサブ・リージョナル計画と調整しているところである。オブザーバー訓練のための標準化された手続きは、実施中である。国別オブザーバー計画は、2012年までに地域基準として認められるよう監査されることとなっている。
24. このトピックの総論的な議論において、グループは議題項目6で議論された多くの要素と重複があることを指摘した。特に、一部の参加者は、オブザーバー計画の経費が高額であることを指摘した。
25. また、グループは、オブザーバーの役割について議論した。グループは、オブザーバー計画の目的が RFMO によって様々であると考えた。一部の参加者は、2つの任務（科学及び遵守）は分けておくべきと主張した。しかしながら、その他の参加者は、一部の既存の RFMO 地域オブザーバー計画は、両方の任務を担っており、オブザーバーによって収集されたデータは科学及び遵守・監視目的のために使われていることを強調した。また、一部の参加者は、オブザーバーの役割は、船上の取締官又は検査官としての任務ではなく、報告することであると指摘した。違反行為及び管理規則の取締りへの対応は、むしろ旗国の責務である。
26. グループは、オブザーバー計画のカバレッジについて合意可能な最小限のレベルについても議論した。参加者らは、RFMO によって決定されているとおり、この計画の目的に依存するであろうことを再度発言した。5%のオブザーバーカバレッジが、適切であるかもしれないことが留意された。しかしながら、遵守状況を監視する計画の場合には、より高いレベルのカバレッジを必要とするかもしれないことも留意された。

8. 漁獲船から市場までの監視

27. ドリス・メスキ氏（ICCAT 事務局長）及びカルメン・オチョア女史（ICCAT 事務局）は、ICCAT で実施されている大西洋くろまぐろ（BFT）の漁獲証明制度（CDS）の概要を紹介した。この制度の目的は、魚を漁獲から市場まで追跡すること、及び港において水揚げされた、蓄養場に移送された又は蓄養場から収獲されたくろまぐろの経歴を特定することである。必要となる漁獲証明書（BCD）又は再輸出証明書（BFTRC）には、固有の ID 番号があり、これには国別コード、年、固有の識別子が含まれる。その他、必要となる情報は次のとおり。：船舶番号、船名、日付、水揚げ尾数、水揚げ重量及び漁獲水域。適当な場合には、輸出地点、輸入地点、蓄養識別子及び蓄養収獲情報も必要となる。説明者は、若干の懸念事項についても説明した。ICCAT の CDS は、紙ベースの制度であり、その重大な欠点は書類の視認性である。読みにくく、かつ/又は不完全な多くの書類が受領されており、これらは、データ質及び CDS の効果を損なっている。さらに、一部の文書については提出が遅れており、特にそれらは分割して出荷したものである。
28. ロバート・ケネディ氏（CCSBT 事務局長）は、CCSBT で使用されている CDS を紹介した。この制度は、みなみまぐろ（SBT）の漁獲量の正確で時宜を得た記録を提供し、かつ、漁獲から最初の販売までの合法的な製品の追跡可能な記録を提供することを意図している。この制度は、みなみまぐろの漁獲死亡の 95%を網羅することができるよう意図されている。これは 2010 年 1 月 1 日から始まった新しい計画であり、現在も発展途上にある。この計画の実施及び運用は、2010 年 10 月にレビューされる。CCSBT の CDS 計画は、すべての丸の状態のみなみまぐろへの標識の装着義務、並びにみなみまぐろの蓄養場への移送及び蓄養場間へ移送、並びに転載、国内産としての水揚げ、輸出、輸入及び再輸出の場合における文書作成義務を規定している。遊漁により漁獲された魚の販売を禁じている場合は、例外である。この CDS の様式は、次の情報を含んでいる。船又は蓄養場の名称及び ID、みなみまぐろの尾数、重量及び加工国、並びに移送の詳細。
29. グループは、CCSBT 及び ICCAT の CDS 計画をおおまかに議論し、2 つの計画の構想及び実施に関していくつかの相違を指摘した。また、グループは、既存の ICCAT 及び CCSBT の CDS の相違点、並びに標識と様式を併用する場合と標識のみを使用する場合について議論した。ICCAT の CDS では、標識装着された魚に関しては、確認済みの文書を事務局に提出するのは任意であることが留意された。
30. ICCAT の CDS は、文書の確認の免除は規定していないが、同委員会においては、標識は漁獲の確認に相当する様式であると見なされているので、標識が装着された製品の場合には、様式の当該部分をすべて埋める必要はないことが明らかにされた。
31. 一部の発展途上国の参加者は、既存の CDS の実施上直面するいくつかの解決すべき課題、とりわけ様式の確認に関して説明した。また、一部の参加者は、CDS を効果的なものにするためには、寄港国及び沿岸国との協力が必要不可欠であると指摘した。さらに、発展途上の沿岸国が CDS を導入するのを支援するためには、当該国へのキャパシティ・ビルディング援助が提供されるべきであることが強調された。
32. 一部の参加者は、沿岸国は自国 EEZ における漁獲を監視する責任を有していること、また、この責任は今後導入される又はより展開されるすべての CDS に反映されるべきであることを強調した。さらに、これらの参加者は、結果として、2010 年の EU の IUU 規制に基づく旗国による確認要件に従うことは困難であり、彼ら自身の考え

として、不公平な技術的な貿易障壁を設けているように思われるということを指摘した。

まぐろ類 RFMO における漁獲証明制度の拡大

33. 日本代表団は、討議文書 (TRFMO2-W2-006/2010) を紹介し、漁獲証明制度 (CDS) をみなみまぐろ及び大西洋くろまぐろ以外のまぐろ類、並びにさめ類にまで拡大させるべきことを提案するとともに、その際にはいくつかの事例 (すなわち、まき網漁業の漁獲物、沿岸零細漁業の漁獲物、並びに生鮮及び冷蔵品) については、特段の配慮が必要であることに留意すべきとした。同討議文書は、途上国への支援提供の必要性、及びすべての国が準備のための適当な期間を確保できるよう拡大された CDS の実施に向けた移行期間を設けたり、段階的に実施することの必要性を強調した。
34. 参加者は、CDS をその他のまぐろ漁業及びさめ類に拡大するという理念に合意した。また、CDS が拡大された際には、電子システムや電子標識といった最新技術を利用するか、又は単一の様式を利用すべきであり、それによって拡大された CDS は効果的かつ効率的な方法で実施することが可能となることも強調された。いかなる種を拡大 CDS の対象とすべきかについては、異なる見解が表明された。一部の参加者は、対象範囲の拡大は資源状況に基づいて行い、そしてまずは、過剰漁獲され枯渇した資源を網羅することを優先し、それから段階的他の種に CDS を拡大するべきであることを表明した。
35. 大部分の参加者は、途上国が既存の CDS 及び拡大 CDS の双方を実施するのを支援するためのキャパシティ・ビルディングの必要性を強調した。
36. また、一部の参加者は、一部の国が一方的な CDS 制度を採用してきていることも指摘し、RFMO の CDS がこのような一方的な制度と置き換わるべきという考えを表明した。
37. 参加者の 1 人は、CDS を実施する上で、標識をもって様式の確認を代用することができるのかどうかについて、さらなる議論が必要であることを指摘した。彼らの考えでは、確認の概念が検証とは異なり、旗国の確認は沿岸国との協力を含むものでなければならない。
38. 他の参加者は、沿岸国は、自国 EEZ における漁獲の監視及び漁業許可の発行についての責任を有していることから、確認を行うことも可能であると指摘した。これらの参加者は、このことは認識されなければならない、CDS 文書の確認は旗国のみが行うことができるという考えは共有されていないことを強調した。
39. グループは、拡大 CDS において、まき網で漁獲された製品及び生鮮魚の取扱方法という特定の課題について議論した。参加者は、日本が同国の討議文書の中で紹介した考えについて議論し、缶詰工場の指定の実行可能性、そのような缶詰工場の証明方法、様式の確認方法、沿岸国及び旗国のそれぞれの責任、並びに各国の計画を含む既存の計画の上に設定される必要性など、この件に関して多くの技術的な課題を検討した。
40. 一部の参加者は、既存の CDS 計画の実施に対するレビューを行うまでは、これらの課題についての見解を述べることはできないと述べた。参加者は、RFMO 内でこれらのトピックについてさらに議論する必要があること、そして、まぐろ類 RFMO は

それを実施し、当該課題の検討結果を Kobe III に報告することが奨励されるべきことに概ね合意した。

41. グループは、CDS を生鮮/冷蔵品まで拡大する必要があることを指摘し、標識の使用が拡大 CDS においてこのようなタイプの製品を網羅する唯一の実行可能な方法になりうるだろうと考えた。
42. グループは、拡大 CDS に沿岸零細漁業を含めるかどうかについて検討した。参加者は、輸出されるような沿岸零細漁業による漁獲物については拡大 CDS の対象とすることを概ね支持したが、そのような場合には、沿岸零細漁業の実態を考慮してより単純な CDS 様式を策定することが必要かもしれないことを指摘した。沿岸零細漁業による漁獲物に関しては EU の様式を使用することは困難であると一部の国が報告したことが認識されたものの、グループは、EU の様式は RFMO にとって有益な手本となるだろうと提案した（別添 3 参照）。
43. また、グループは、拡大 CDS の実施のための「猶予期間」を設ける上での課題について議論した。参加者は、そのような「猶予期間」は、すべて国にとって必要であろうことに概ね合意した。

9. その他の事項

寄港国措置

44. グループは、未だ帰港国管理措置を採択していない RFMO は、最近採択された FAO 帰港国措置に関する協定と整合的なものを採択すべきであると考え、また、IUU 漁業を撲滅する努力を強化し、漁業の長期的な持続可能性を促進するために、既存の国別措置を含め各 RFMO 地域の特別な状況を考慮すべきと考えた。

10. ～ 11 (省略)

別添 1～3 (省略)

MCS に関する KOBE II ワークショップによる勧告

2010年6月3-5日、スペインのバルセロナで開催された MCS に関する KoobeII ワークショップの参加者は、まぐろ類 RFMO に対して以下を勧告し、これらの RFMO が 2011 年に予定されている Kobe III 会合において同勧告に対して行った活動を報告するよう要請した。

VMS

1. VMS 送信のフォーマット（例として、別添の ICCAT のフォーマットを参照）、内容、構成及び頻度に関する基準が存在しない場合には、それらを設ける。
2. 地域 VMS 計画において地理的な適用範囲に空白地帯がないようにすること、並びにすべての関連する漁船タイプ及びサイズが公海上において同計画によって網羅されること。

転載

1. 他のまぐろ類 RFMO と協力し、転載申告書の様式を標準化し、可能な限り、RFMO が同じフォーマットを使用し、そして同一の必要データ域を含めるようにし、さらにかかる申告書が RFMO 事務局、旗国、沿岸国及び寄港国に提出されるまでのタイムフレームに関する最低限の基準を策定する。
2. 関連するまぐろ類 RFMO の措置によって許可される公海上の転載行為に関して、当該まぐろ類 RFMO 事務局に事前通知が提出されなければならないことを規定する（例えば、転載作業が始まる 36 時間前）。

オブザーバー

- ・ RFMO は、既存の国別オブザーバー計画に基づく地域オブザーバー計画の設立を支援するよう奨励される。各 RFMO は、それぞれの地域オブザーバー計画の目的、例えばそれが科学的な役割を支援するために使用されるものなのか若しくは監視のためなのか又はその両方なのかなど、及び収集される情報の範囲を明確に規定し、そして、そのような特定の目的及び範囲に適合したオブザーバーの特別な任務及び義務を明確にする責任がある。
 - ・ オブザーバー計画においては、最低限の基準又は手続きを策定し、それを各まぐろ RFMO が利用することで、オブザーバーによって収集されたデータの比較が促進されるといったような、利益を得られる特定の分野がある。
1. 手始めとして 5% をオブザーバー・カバレッジの最低レベルとして採用しつつも、適当かつ現実的な場合には、公海漁業におけるすべてのタイプの漁業操業をオブザーバーカバレッジに含める。オブザーバー・カバレッジの値は、それぞれのオブザーバー計画又は特定の保存管理措置の範囲及び目的によって評価されるべきであり、そして調整され得る。
 2. 適当な場合には、RFMO 公認公海オブザーバーが RFMO が対象とする様々な海洋域においてオブザーバーの重複を避けつつ効果的に活動できるような取決めを策定する。

このようなオブザーバー計画は、漁業操業が行われる海域の RFMO に対して必要なデータを提供するのである。

3. 情報及びそれぞれの計画において策定された基準の例を交換する。これらは、以下の事項を含むべきである。
 - a. 訓練用教材及び手続き
 - b. 乗船時に参考となる資料
 - c. 健康及び安全に関する事項
 - d. 船舶のオペレーター、船長、乗組員及びオブザーバーの権利及び責任
 - e. データの収集、保存及び配布。適当な場合には RFMO 間でのやり取りも含む。
 - f. 任務終了後の報告手順及び手続き
 - g. 報告書のフォーマット — 特に対象種及び混獲種
 - h. オブザーバーの基本的な資格及び経験

漁獲証明制度 (CDS)

1. 既存の CDS が今のところ対象としていない、まぐろ及びまぐろ類似種並びにさめ類を対象とする漁業、並びに既存の保存管理措置が適用されている漁業に関して、それぞれの RFMO の特定の特徴及び状況を考慮しつつ、CDS の利用に関する制度を設立するか又は既存の制度を拡大する。
2. 新規又は拡大 CDS と、沿岸国、寄港国及び輸入国によって実施されている既存の証明制度との間の整合性を確保する。
3. RFMO 横断的に使用する共通/調和された様式を策定し、CDS の効率、効果及び便益を高める電子制度及び電子標識の利用を開発する。
4. 拡大 CDS を導入する際には、まき網漁業で漁獲され加工工場に配送される漁獲物を考慮する。
5. 新規又は拡大 CDS の実施を改善するため、生鮮及び冷蔵品に対する標識制度を検討する。
6. 輸出される沿岸零細漁業の漁獲物を網羅するため、単純化した CDS 様式を策定する (別添 3 参照。これは、雛形となり得る EU の様式。)
7. 途上国が既存の CDS 及びすべての拡大 CDS を実施するのを支援するため、現在、RFMO にある既存のキャパシティ・ビルディング基金がこの目的のために使用できることを確保することも含め、技術的支援及びキャパシティ・ビルディングを提供する。

寄港国措置

1. RFMO のメンバーに対して、できる限り早い機会に FAO 寄港国措置に関する協定に署名及び批准することを検討するよう奨励する。
2. FAO 寄港国措置に関する協定と整合的で、それぞれの RFMO の特定の特徴及び状況を考慮した寄港国措置が、未だ存在しないのであれば、適当な場合には、これを採択する。

データ

科学的な利用及びMSC上の利用を支援するのに有用である場合は、データの機密性に関する規定を含め、データ交換のための手続きを策定するために他のまぐる類RFMOと協力する。

(以下省略)